

公 告

一般競争入札を次のとおり行うので、高知市契約規則（昭和 40 年規則第 4 号）第 5 条の規定に基づき、公告する。

令和 8 年 6 月 17 日

高知市長 桑 名 龍 吾

1 一般競争入札に関する事項

(1) 業務名

高知市三里最終処分場整備構想検討業務

(2) 履行場所

高知市三里最終処分場（高知市池2571番地）

(3) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 26 日まで

(4) 業務目的

高知市三里最終処分場（一般廃棄物最終処分場）は、昭和60年から旧処分場（平成10年埋立完了）、平成10年から拡張処分場（現在運用中）として稼働しており、浸出水処理施設については昭和60年の埋立開始当初から41年間継続して運用している。

現行の埋立地については、令和36年度までの29年間稼働予定であることから、今後の施設全体の継続利用を安全かつ効率的に行うため、本業務において、浸出水処理施設の更新若しくは長寿命化又は浸出水の公共下水道への放流等の選択肢の中から最も費用対効果の優れた整備方針を選定し、必要となる情報の収集及び分析並びに整備方針の立案等を行うもの。

(5) 業務内容

「高知市三里最終処分場整備構想検討業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

2 一般競争入札の方法

対面方式による一般競争入札

3 一般競争入札参加者に必要な資格に関する事項その他一般競争入札に関する事項

別紙のとおり

別紙

1 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

一般競争入札に参加する者に必要な要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者
- (2) 令和8・9年度物件等競争入札参加資格者名簿又は令和8・9年度測量・建設コンサルタント等業務一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿に登録されている者
- (3) 公告日から契約締結までの間において、本市から指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない者
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154条）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (5) 代表者又は役員等が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年4月1日規則第28号）第4条各号のいずれにも該当しない者
- (6) 公告日において、一般社団法人持続可能社会推進コンサルタント協会の協会員である者
- (7) 平成27年度以降において、契約金額が1,000万円以上の管理型最終処分場に関する計画策定、方針検討又は設計業務のいずれかを契約し、履行した経験を有する者。なお、新設・改修は問わない。
- (8) 次に掲げる者のいずれかを本業務の管理技術者又は照査技術者として、それぞれ配置できる者。ただし、管理技術者と照査技術者の兼務は認めないものとする。
 - ア 技術士（総合技術監理部門：衛生工学 廃棄物管理）又は技術士（衛生工学部門：廃棄物管理）の有資格者
 - イ 一般社団法人建設コンサルタンツ協会が備える「RCCM登録簿」に登録があり、登録部門が「廃棄物」の者
 - ウ 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第3条第1号ロの規定により、登録部門を「廃棄物部門」として大臣が認定した者

2 関係書類の交付

- (1) 本入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）へ交付する書類は、別表1のとおりとする。
- (2) 本市は、(1)の書類を次のURLに掲載することで入札参加希望者へ交付する。

<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/187/misatoseibikousou.html>

3 質疑回答

- (1) 質疑（書類の記載方法等簡易なものを除く。）がある場合は、書面をもって質疑をすることができる。
- (2) (1)の質疑をしようとする者は、質疑書に質疑事項を記載したものを提出する。
- (3) (2)の質疑書の提出方法、提出期限及び提出先は、次のとおりとする。

提出方法	ファックス又は電子メール（送信後、提出者は、「11 問合せ先」の電話番号へ書類到達の確認をする。）
提出期限	令和8年6月23日(火) 午後5時（必着）
提出先	「11 問合せ先」のとおり

- (4) 本市は、質疑に対する回答を令和8年6月30日(火)までに次のURLに掲載する。
<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/187/misatoseibikousou.html>
- (5) 質疑回答の取扱
電話による質疑等は受付しない。

4 一般競争入札参加資格審査の申請

- (1) 入札参加希望者（以下「申請者」という。）は、本市の一般競争入札参加資格審査を受けなければならない。
- (2) 申請者は、別表2に定める書類を提出する。
- (3) 申請書類は、本社に係るものとする。
- (4) 業務の履行実績、技術者の資格を証明できるもの（資格者証（写）、契約書（写）、テクリス（写）等）を必ず同封すること。
- (5) 申請書類の提出方法、提出期限及び提出先は、次のとおりとする。

提出方法	持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便による。）
提出期限	令和8年7月6日(月)（必着）
提出先	「11 問合せ先」のとおり

5 一般競争入札参加資格審査結果の通知

- (1) 本市は、申請者に対する4(1)の審査結果について、当該申請者へ令和8年7月9日(木)に原則電子メールで通知する。
- (2) 本市から本入札の入札参加資格を有さない旨の通知を受けた者は、その理由について文書をもって令和8年7月13日(月)までに環境施設対策課に説明を求めることができる。

6 入札への参加

- (1) 本市から本入札の参加資格を有する旨の通知を受けた者（以下「有資格者」という。）は、本入札への参加をすることができる。
- (2) 入札を実施する日時及び場所は、次のとおりとする。
ア 日時 令和8年7月15日（水）午前10時00分
イ 場所 高知市役所本庁舎3階 入札室（高知市本町5丁目1番45号）

7 入札条件等に関する事項

- (1) 有資格者以外の者は、本入札に参加することができない。また、有資格者が資格要件を満たさなくなったとき又は資格要件に係る申請書類に虚偽の内容が含まれていることが判明したときは、本入札に参加することができない。
- (2) 入札に代表者以外の方（代理人）が参加する場合は、委任状の提出が必要であり、委任状がないと入札に参加することができない。
- (3) 入札の回数は、3回までとする。
- (4) 予定価格以下で一番低い金額で入札した者を落札者とする。なお、一番低い金額で入札した者が2者以上あるときは、くじにより決定する。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 入札書への代表者印又は代理人の押印は省略可能とする。押印を省略する場合は、顔写真付きの本人確認書類（運転免許証等）により代表者又は代理人の本人確認を行う。なお、入札書の押印を省略した場合で代表者又は代理人の本人確認ができなかった入札書は無効とする。ただし、代理入札における委任状の委任者（代表者、支店長等）の押印は省略できない。また、委任状の使用印欄に代理人使用印を押印した場合は、入札書への代理人使用印の押印を省略することはできない。
- (7) 高知市契約規則第8条第2号の規定により、入札保証金は、免除する。
- (8) 資格要件を満たさない者が行った入札及び高知市契約規則第20条に該当する入札は無効とする。

8 入札の無効

入札が次のいずれかに該当するときは、当該入札は無効とする。

- (1) 本入札の参加資格を有さない者によって入札書が提出されたとき。
- (2) 入札書に記載された入札金額が訂正されているとき。
- (3) 入札書の氏名その他重要な文字及び印鑑が誤脱（押印省略を除く。）し、又は不明なとき。
- (4) 所定の入札書以外の入札書を使用して入札を行ったとき。
- (5) 鉛筆、シャープペンシルその他訂正の容易な筆記用具により入札書に記入したとき。
- (6) その他入札の条件に違反したとき。

9 一般競争入札の辞退

- (1) 有資格者は、本入札への参加の辞退をすることができる。
- (2) (1)の辞退をしようとする者は、辞退届を提出する。
- (3) 辞退届の提出方法、提出期限及び提出先は、次のとおりとする。

提出方法	ファックス又は電子メール（送信後、提出者は、「11 問合せ先」の電話番号へ書類到達の確認をする。）
提出期限	令和8年7月15日（水）午前10時00分まで
提出先	「11 問合せ先」のとおり

10 契約手続

(1) 契約期限

- ア 契約締結は、令和8年7月24日（金）までに行うこと。
- イ 特段の理由なく契約手続を行わない場合は、落札者の決定の取消処分を行う。
- ウ 本業務は、契約書を作成する場合電子契約が可能であるため（請書による場合を除く。）、希望する場合は、落札決定以降直ちに『高知市契約課様式「電子契約利用承諾書」』を電子メールの方法により環境施設対策課（kc-180700@city.kochi.lg.jp）に提出すること。

(2) 落札者の決定の取消し等

次のいずれかに該当する場合、契約締結前であっても落札者の決定取消しを行い、契約締結後であっても契約の解除を行う。

- ア 落札者（法人及び代表者並びに役員）が排除措置対象者に該当することが判明したとき、又は暴力団の利益になり若しくはその恐れがあると認められることが判明した場合
- イ 落札者が本入札に係る資格要件を満たさなくなったとき
- ウ 本市に対して必要な報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき

(3) 契約保証金

高知市契約規則第39条第4号の規定により、免除する。

(4) 契約条項を示す場所

高知市環境部環境施設対策課

11 問合せ先

〒780-8571高知県高知市本町5丁目1番45号

高知市環境部環境施設対策課

TEL：088-855-7004（直通）

FAX：088-823-9553

E-mail：kc-180700@city.kochi.lg.jp

別表1 関係書類

番号	書類の名称	様式
1	仕様書	
2	一般競争入札参加資格審査申請書	様式第1号
3	参加資格要件確認書	様式第2号
4	質疑書	様式第3号
5	業務委託入札書	様式第4号
6	委任状	様式第5号
7	辞退届	様式第6号

別表2 申請書類

番号	書類の名称	作成要領
1	一般競争入札参加資格審査申請書	様式第1号に必要事項を記載したもの。
2	参加資格要件確認書	様式第2号に必要事項を記載したもの。 なお、記入の際には、所在地、商号(名称)、代表者名を明記し、代表者印を押印すること。